

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 特定の者だけの飲食費用

**Q** : 総務課の職員と役員とで忘年会を予定しています。この忘年会に要する費用を会社で負担した場合、福利厚生費とすることはできますか。

なお、この忘年会は、役員と日頃仕事上の関係が深い総務課の職員を慰労するために実施するものです。

**A** : 福利厚生費として処理することはできません。

### 【解説】

もっぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用は、福利厚生費として、交際費から除かれます。

また、創立記念日、国民の祝日、新社屋落成式、忘年会等の社内の行事に際し全従業員を対象にしておおむね一律に社内において供与する通常の飲食に要する費用も、福利厚生費となります。

しかし、ご質問のように特定の者だけが参加する忘年会の費用は、福利厚生費には該当しません。

この場合、その忘年会を開くことが、例えば取引先を接待する等会社の業務に関係があるものであれば、その費用は交際費に該当することになるでしょうが、参加者の個人的なものである場合には、個人的費用を会社が負担したことになりますので、その参加者に対して給与（賞与）を支給したものとして取り扱われることとなります。

